

令和4年3月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和4年3月3日(木) 午前9時30分

2 出席委員

新 倉 聡 教育長
荒 川 由美子 委員(教育長職務代理者)
澤 田 真 弓 委員
川 邊 幹 男 委員

3 出席説明員

教育総務部長	佐々木 暢 行
教育総務部総務課長	杉 本 道 也
教育総務部教育政策課長	古 谷 久 乃
教育総務部生涯学習課長	高 橋 直 人
教育総務部教職員課長	平 石 拓
教育総務部学校管理課長	二 見 裕
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	川 上 誠
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部保健体育課長	鈴 木 史 洋
学校教育部学校食育課長	山 田 智 子
学校教育部教育情報担当課長	飯 田 達 也
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	柳 井 栄 美
美術館運営課長	岡 本 剛 彦
教育研究所長	阿 部 優 子

4 傍聴人 2名

5 議題及び議事の概要

教育長 開会を宣言

教育長 元木委員から欠席する旨の報告があったことを報告した。

教育長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。

教育長報告

(新倉教育長)

それでは、2月定例会から本日までの間の所管事項について報告をさせていただきます。

お手元に配付の教育長報告をご覧くださいと思います。

まず、議会に関しましては、それぞれ現在市議会3月定例議会が開催されております。ご審議いただきました補正予算に関しましては、先日議決をいただきましたので、執行に入らせていただいているところです。

なお、1点ご報告とおわびをさせていただくことがございます。

2月3日に開催いたしました教育委員会の2月定例会においてご議決をいただいた議案第5号及び第6号についてでございます。

内容的には、横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正並びに第6号として、横須賀市立総合高等学校の管理運営に関する規則中改正の中で、8号様式、様式上における表記項目に漢字変換の誤りがございました。本誤記につきましては、変換ミスであるということと、議決した内容への影響が少ないと考えられたことから、委員の皆様には事前にご同意いただいた上で議案を訂正させていただき、ご議決いただいたものとして取り扱わせていただくことといたしました。大変申し訳ありませんでした。今後このようなことがないように十分注意することでございます。

(質問なし)

日程第1 議案第11号『教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例
施行規則等中改正等について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

本日、議案として提出をさせていただき議案第11号から第16号までの6議案は、いずれも横須賀美術館の市長部局への移管に関連した改正を含むものとなります。各議案ごとに説明が一部重複いたしますが、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、議案第11号『教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則等改正等について』ご説明いたします。

本議案は、令和4年4月から横須賀美術館に関する事務を市長部局に移管することに伴い所要の条文の整理を行うもので、4つの規則を改正し、1つの規則を廃止しようとするものです。

3ページには、教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則、4ページと5ページには、教育長に委任する事務等に関する規則、6ページには、教育委員会の所管に係る公文書管理規則、7ページと8ページには、教育委員会職員の勤務時間に関する規則と朱書きを、それから9ページには、廃止をする美術館条例施行規則をそれぞれ記載しております。

施行日は、公布日である令和4年4月1日を予定しております。

以上で、議案第11号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(新倉教育長)

私からは、確認事項で1点お願いします。

教育委員会の規則からは全て落ちるということは、美術館が移行した後、市長部局における同様の規則に全てが掲載されていくという考えでいいのでしょうか。

(総務課長)

はい、おっしゃるとおりでございます。

(新倉教育長)

通常の規則は市のほうで持っていますので、これらについて、その美術館が加わっていくのですが、最後にご説明いただいた美術館の条例施行規則という、通常に考えると、美術館条例が1個あり、施行規則というのは不変で1個かなというふうに思うのですが、ここで教育委員会でこの施行規則を廃止してしまうということは、新たに市長部局として施行規則が新設されるという手続きでいくのかということを確認したいのですが。

(総務課長)

今、教育長がおっしゃられたとおり、市長部局において、またこちらの施行規則を定めると理解しています。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第11号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第12号『教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

続きまして、議案第12号『教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則中改正について』ご説明いたします。

本議案は、令和4年4月から横須賀美術館に関する事務を市長部局に移管することなどに伴い、所要の条文整理を行うものです。

なお、2ページ以降に朱書きを記載しております。

施行日は公布の日である令和4年4月1日を予定しております。

以上で、議案第12号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

(川邊委員)

今の資料の中だと4ページですけれども、下から3つ目、障害者等とありますけれども、等というのは何を含めるのですか。

(総務課長)

こちらにつきましては、視覚障害者等ということで、視覚障害者のみならず、その他の関連の、この法律上で規定するところの他の障害をお持ちの方とか、そういったことも含めてということになります。

(新倉教育長)

もう少し具体的な話で言うと、この等には、視覚障害者以外の聴覚障害の人たちが入っているのかというようなご質問かなと思うのですが、そういう意味でいいのでしょうか。

(総務課長)

はい。そのとおりでございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第12号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第13号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第13号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』ご説明いたします。

本議案は、令和4年4月から横須賀美術館に関する事務を市長部局に移管することなどに伴い、所要の条文整理を行うものでございます。

なお、3ページ以降に朱書きを記載しております。

施行日は、公布の日である令和4年4月1日を予定しております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(新倉教育長)

私から1点だけすみません。

分かりにくいところが1つありますのは、この議案の3ページのところなのですけれども、朱書き訂正をしているのですが、上から2つ目の条文、いわゆる今までの第5条の2を第6条にするという規定があるのですけれども、通常こういう条文だと、第5条と5条の2というのは何か相関関係があるので、附則的に2がついていたのかなと思うのですが、第5条がどういう内容かは分かりませんか。

(総務課長)

第5条につきましては、職務権限の代理ということで、条文を読み上げますと、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により教育長の指名する委員がその職務を行う場合は、当該職務のうち教育委員会の権限に属する全ての事務の執行を事務局の職員に行わせるものとする。」

第2項として、「前項の規定により職務を代理する事務局の職員の順序は、次

のとおりとする。」(1)で教育総務部長、(2)として学校教育部長という形になっております。

今回の改正につきましては、これは美術館の市長部局の移管に伴って条文整理をする中で、技術的な問題で5条の2を6条というふうにするということで、総務部の法規担当と打ち合わせた結果、このような方法で整理することになっております。

(新倉教育長)

分かりました。ということは、同様に6ページにありました教育委員会の組織というのが第7条の2にありましたけれども、これまでの条文上、7条と7条の2というものが並列でも何でもないので、条文整備上で上項目を新たに規定し直したというふうに理解をしておいてよろしいでしょうか。

(総務課長)

おっしゃるとおりでございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第13号は、「総員拳手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第4 議案第14号『横須賀市教育委員会公印規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第14号『横須賀市教育委員会公印規則中改正について』ご説明いたします。

本議案は、令和4年4月から横須賀美術館に関する事務を市長部局に移管することなどに伴い、所要の条文整理を行うものです。

また、本改正では、庶務事務システムによる人事異動通知書の電子化をできるようにするの改正も合わせて行うものです。

なお、4ページ以降に朱書きを記載しております。

施行日は公布の日である令和4年4月1日を予定しております。

以上で、議案第14号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(新倉教育長)

1点だけ確認させてください。

今回、美術館を除いたところでは、今のお話だと、電子システムで人事異動の通知書が出るということなのではないでしょうか。それというのは、いつからとか何かあるのですか。

(総務課長)

こちらは総務部人事課で現在進めている事務でございます。開始自体は、この令和4年4月1日を予定しているということなのですが、少し現在、そのための様々な運用ですとか、そういった内容について、まだ少し詰めている段階というふう聞いております。

実際に電子化の辞令というか、職員異動通知書の発行の対象となるのは、その庶務事務システムが実際使用できる状態になっている一般職員ということで、それ以外の例えば技能労務職で現場にいらっしゃるような職員の方については、その庶務事務システムは使えないので、そういった職員に関しては今までどおり紙で辞令書というものを発行するような運用でいくと伺っております。

それで、庶務事務システムが使用できる職員につきましては、それぞれの職場でそれらの操作で、自身の庶務事務システムに入れば、そこで電子データ、職員異動通知書を確認できるような形にすると伺っております。

(新倉教育長)

大変つまらないところで、まだ想像ができないのですけれども、辞令交付式がなくなるという発想なのですか、それは。

(総務課長)

今申し上げましたのは、データ化するという中で、その辞令の中でもいろいろ当然種類がございますが、例えば配置換えですとか、あと転任ですとか、あと併任とか、そういったものにつきましては電子での交付の対象とする一方、例えば採用ですとか、あと退職、当然退職した後は、当然職場で、もうそのところにはないわけですから、当然システム上で本人が確認することもできませんので、例えば採用、退職、それから定年退職ですとか、あとまた再任用としての採用ですとか、あといわゆる外部団体への出向とか、そういった部分については紙の形で発行して行うような形で運用を考えているということなので、少しまだ最終的な運用の詳細については、まだ総務部で検討中と伺っております。

(荒川委員)

今、総務課長からのお話にもあったのですけれども、この電子の公印というの使用範囲といいますか、こういうものには使ってもいいけれども、こういうものには使わないとか、何かそういうような線引きみたいなものはあるのでしょうか。教えていただけたらと思います。

(総務課長)

こちらの議案の、ただいま14号の7ページですね、別表第3のところ、ここに新たな追加の項目として横須賀市教育委員会之印ということで、こちらがいわゆるシステムによる人事異動通知書ということで、その使用区分が定められております。

(荒川委員)

分かりました。ありがとうございます。

(川邊委員)

3ページの真ん中ほどで、「(20)横須賀市教育研究所之印に、「(24)」を「(21)」に改める。」というところがあるのですけれども、後ろのほうを見ても、この24、21というのが少し見当たらないのですけれども、どれを指しているのでしょうか。

(総務課長)

こちらの今回の別表3の改正のところにつきましては、今のデジタルとしての庶務事務システムによる人事異動通知書の、この1番というのを入れることによって順次ずれていくということで、ちょっと今回、そちらの表記をしておりますませんでした、一行ずれていくということで。

(新倉教育長)

この3ページの中段に、今、川邊委員からご質問いただいたところというのは、少し文言で表現の仕方なのかと思うのですけれども、上から3つ目というか、別表第2中に、20番に横須賀美術館之印、21番に縦判の横須賀美術館長之印、23番のところ、横須賀市教育研究所之印という横判があるのだけれども、これを全部取り外して、20番に23番だった横須賀市教育研究所之印にします、前のところを外します。それで、20番にまず整理をします。そうすると、残った24番というのが、7ページで見ていただくと、24番のところ、1つだけ残ってしまうので、これを21という番号に改めますという、少し分かりにくい、行政がいつも行う条

文改正の表現なのかなと思うので、そういう解釈でいいですか、そこは。

(総務課長)

おっしゃるとおりです。

(新倉教育長)

もう一回、先生にきちんと説明していただけますか。

7ページの表で見ていただくと、7ページのところで、上段のところで20番、21番、22番というところがまず赤で囲ってバツテンがされていますよね。この3つをなくしてしまうので、23番の研究所之印を20番にしました。その後で、24番を21番にします。図を言葉で変える順番を説明していくと、20、21、22がなくなっちゃいますから、23を20番にしますという、一回改正をした後、24番で単独間が飛んでしまっているの、24番は単独で21番にしますという解説の説明になるのかなと思ったのですが、それでいいですか。それが3ページの文言。

(総務課長)

それで、別表第3における、現在それで2となっている横須賀市教育委員会教育長職務代理者之印を、これを2から3に改めるというような内容になります。

(新倉教育長)

先ほどのご質問は、教育研究所之印の24がないのに21になっているという3ページのご質問だったのですよね。

(川邊委員)

はい。今の教育長代理のところは。

(新倉教育長)

別表の2のご質問だったと思っているので。

(総務課長)

申し訳ありません。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第14号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第5 議案第15号『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項
について中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第15号『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について中改正について』ご説明いたします。

1ページ下段の提案理由をご覧ください。

本議案は、令和4年4月から横須賀美術館に関する事務を市長部局に移管することなどに伴い、所要の条文整理を行うものです。

なお、2ページ以降に朱書きを記載しております。

施行日は、令達の日である令和4年4月1日を予定しております。

以上で、議案第15号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(新倉教育長)

すみません、1点だけ確認をさせていただきます。

2ページのところの3の教育総務部の生涯学習課のところなのですが、これは、確認ですが、横須賀美術館に関する事務分掌はなくなるけれども、生涯学習課は今後も美術館との連絡に関するということについてはやっていくよというために、ここに美術館は残っているという解釈でよろしいですか。

(総務課長)

はい、おっしゃるとおりでございます。

(新倉教育長)

この点は、委員のほうに、少し私のご報告が漏れているかと思うのですが、横須賀市議会のほうでも、社会教育機関として美術館が移管したとしても、教育行政としてしっかり連携を取るということを明示させていただいていますので、本来ですと美術館に関するものが全部抜けるように見えますけれども、事務分掌の細則の部分について、この生涯学習課についてはこのまま美術館との連絡に関することは載せてあるというふうに、変更していないというところだと思っていますので、そのような提案でよろしいですか。

(総務課長)

はい、おっしゃるとおりでございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第15号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第6 議案第16号『教育委員会専決規程等中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第16号『教育委員会専決規程等中改正について』ご説明いたします。

1ページ下段の提案理由をご覧ください。

本議案は、令和4年4月から横須賀美術館に関する事務を市長部局に移管することなどに伴い、教育委員会専決規定及び教育委員会の所管に係る公文書管理規定について、所要の条文整理を行うものです。

2ページから11ページには教育委員会専決規定、12ページには教育委員会の所管に係る公文書管理規定の朱書きを記載しております。

施行日は、令達の日である令和4年4月1日を予定しております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第16号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第7 議案第17号『指定重要文化財の指定について』

教育長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第17号『指定重要文化財の指定について』ご説明いたします。

議案1ページをご覧ください。

本議案は、有形文化財(絵画)の絹本著色天神像1幅及び有形文化財(考古資料)の蓼原東遺跡出土の漁撈具及び関連資料一括の2件の文化財につきまして、

文化財保護条例第3条の規定に基づいて指定重要文化財に指定するものです。

それでは、指定重要文化財の指定についての説明資料の2ページをご覧ください。

令和4年1月の教育委員会定例会におきまして、文化財専門審議会に諮問したことをご報告いたしました。令和4年2月8日付で、文化財専門審議会の委員長から教育長宛てに指定理由事項を添えて、指定重要文化財として指定すべき文化財であることが答申されました。

指定しようとする2件の文化財の指定理由書は、説明資料の3ページ、4ページに記載しております。

1点目の有形文化財、絹本著色天神像1幅ですが、県内に残る主な天神像である室町時代に制作された鎌倉荏柄天神社の四幅、逗子神武寺の一幅の天神像に続く秀作と評価されることなどが指定理由です。

天神像の絵は劣化により裂け目などの傷みが認められることから、イベントでの公開は困難と考えています。これ以上の劣化の進行を食い止めるため、指定後は早期に修復を行うことが望ましいと考えております。

2点目の有形文化財の蓼原東遺跡出土の漁撈具及び関連資料一括ですが、蓼原東遺跡出土の漁撈具は、弥生時代以来の伝統を受け継ぎながらも、近世の漁法や漁撈具につながりを見いだせる極めて重要な遺物として、考古資料、歴史資料として高い評価を与えるべきものであることが指定の理由です。

本資料については鉄製品が多く含まれており、一部は保存処理が施されていますが、保存処理をしていない資料は劣化が進み、資料としての価値が損なわれる可能性があるため、今後、保存処理を進めることが必要です。

なお、既に保存処理を施した鉄製品や保存処理を必要としない土錘などの資料について、その一部を横須賀市自然・人文博物館の常設の展示室で、令和4年2月22日から展示しております。

提出しております指定重要文化財写真は、また後ほどご確認ください。

以上、2点を新たに指定いたしますと、横須賀市指定重要文化財は95件となります。

議決後に告示の事務手続きを行ってまいります。告示日が指定重要文化財の指定日になります。告示は3月15日を進めたいと考えております。

また、文化財指定については、各報道機関に情報提供するなど、日々周知を図ってまいります。

以上で、議案第17号『指定重要文化財の指定について』の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

私から1点、少し確認をさせてください。

蓼原東遺跡の漁撈具の関係なのですから、これは出土してきた釣り針など基本は14世紀中頃から16世紀という室町時代のものだということは、歴史認定として確実と見ていいのですか。

何が言いたいかといいますと、この指定の理由書の中で、縄文・弥生期からどういうふうになってきたかとなると、中世のその前の弥生時代以降なら、平安時代における漁撈具の部分は飛んでしまって、急に室町のところに来てしまっていますよね。ここの一群は、全てあくまで室町時代のものなのだという判定でいいのですか。それとも、その前からずっとあったものが蓄積されてきて、中心になっているのが室町だという文化財の指定なのですか。そこが少し分からない。時代がどこの部分が限定できているのかだけ。

(生涯学習課長)

今、教育長がおっしゃったように時代の幅が広いものですので、中心となるものが室町時代と考えていただければと思います。

(新倉教育長)

確認なのですが、蓼原東遺跡と言っているものは、どの時代からどの時代までぐらいのあったものを言っているのかということなのですから。この指定書でいくと、縄文・弥生期と言っていると、縄文・弥生時代から蓼原東遺跡があって、そこにあった漁撈具はずっと蓄積してきているけれど、中心が室町なのということなのですか。

詳しい話でいくと、写真にあります7ページの釣り針などは、これを文化財に指定するが、この釣り針は一体いつのものなのですかという質問です。

(生涯学習課長)

一つ一つのそのものがどの時代だというのは、申し訳ございません、資料としては持ち合わせておりませんが、こちらの資料自体は古代から中世にかけての遺跡の中で発見されたものということでございます。

(新倉教育長)

まだ、はっきりとはしていないのだろうと思いますが、何が質問の根拠にあったかという、縄文・弥生時代から人ってどんどん動いているのだろうと思っていたので、この蓼原東遺跡が漁撈具とか狩猟のための拠点だったというものが、過去からずっとつながって、同じ場所ですっと行われていたと見ているのか、普

通は移動していきますから、ある時代にはこの遺跡というのが時代確証があるのだけれども、ここはそういうものではなくて、もう昔からこの場所は、その漁撈のための場所として使っていたのだという判定をしているのですかということなのです。

(生涯学習課長)

おっしゃるとおり、この久里浜の脇に平作川の河口の辺りには一体的にそのような場所が何か所かございまして、その一体の中の一つが、この蓼原東遺跡になりますので、古代から中世にかけてのものが蓄積されているというふうにお考えいただいてよろしいかと思えます。その一体のということです。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第17号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

報告事項(2)『学齢児童生徒の就学に関する取扱規程中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

(総務課長)

報告事項1及び報告事項2について、総務課から併せてご説明いたします。

この2件は、いずれも教育長の臨時代理による事務を行わせていただき、次回、4月の教育委員会定例会において、改めて教育長の臨時代理による事務の承認案を提出したいと考えているものでございます。

改定の内容には、いずれも令和4年度の市長部局の組織改正により、市民部が民政局地域支援部へと部名が変更されることに伴う所要の条文整理を行うものでございます。通常であれば、本日、議案として提出させていただくところでございますが、市長部局の所管する事務分掌規則の改正がまだ行われていないため、規則改正完了後に速やかに教育長の臨時代理による本規則の改正を行い、令和4年4月1日から施行したいと考えております。

以上で、報告事項1及び報告事項2の説明を終わります。

報告事項（３）『横須賀市教育環境整備計画について』

（教育政策課長）

では、教育政策課から、教育環境整備計画についてご説明いたします。

説明に先立ちまして、この計画も含めまして、先月の報告事項の３から４までにつきましては、２月定例会でご議決いただきました横須賀市教育振興基本計画で示された方向性を具現化するための個別施策に当たります。新年度から新たな教育振興基本計画をベースに様々な取り組みを始めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料の１ページをご覧ください。

１、計画の考え方についてです。

急速な人口減少に伴い、小中学校の小規模化や施設の老朽化が進んでいる中で、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンを考慮した建て替えや通学区域に関わる様々な課題が生じているため、これまでのような小規模校対策だけではなく、全市的な視点で地域の将来像を見据えた対応策を進めていきます。

２、検討地域・対象校及び検討スケジュールについてですが、来年度からスタートする教育振興基本計画の期間に合わせて、計画期間を当面８年間とし、さらに前期、後期に分けて取り組みを行います。

前期においては、田浦中学校区の田浦小と長浦小、馬堀中学校区の走水小と馬堀小の２つの地域の検討を開始します。

田浦地域については、田浦小学校が築68年を経過していますが、敷地内のレッドゾーンの存在や敷地面積が狭いことなどから、現在の場所での建て替えが困難であるという課題、また、２つの学校が共に令和３年度、単学級の小規模校であるということの課題がありますので、まずは施設の老朽化と規模の課題の解消を目指していきます。

次に、走水小と馬堀小についてです。走水小は市内で最も児童数が少なく、５月１日現在で52名となっております。また、馬堀小も11学級で小規模校であることから、まずは両校の小規模の課題を解消していきたいと考えております。将来的には、馬堀小と隣接する馬堀中の建て替えや、同じ中学校区の望洋小の規模が小規模化するという課題も見えていますので、馬堀中学校区全体での検討も必要になってきますが、まずは喫緊の課題として、２つの小学校について取り組みを行ってまいります。

工期につきましては、前期の進捗により着手する時期は前後することもあります。令和８年度頃から坂本中学校区の逸見、沢山、桜、汐入の４つの小学校について検討を開始する予定です。ここでは４つの小学校の小規模化が進んでいて、令和９年度には全ての学校で、全学年が単学級になるということと、逸見、

沢山、汐入につきましては建て替えを検討する時期を迎えているのですが、やはり現在の場所での建て替えができないという課題があります。そのため、施設の老朽化と規模の課題の解消を検討していきます。

2ページをご覧ください。

3、検討組織・体制についてです。

検討にあたっては、教育委員会の附属機関である横須賀市立小中学校適正配置審議会に検討をお願いします。審議会は、それぞれの地域別協議会に意見聴取を行います。そして、教育委員会は、審議会からの答申を受けて、学校統合や学区の変更など、最終的に方策の決定を行うという流れになります。

4、今後の予定につきましては、令和4年5月頃に審議회를諮問した後、田浦地域と走水・馬堀地域に地域別協議会を設置していく予定です。

別冊の計画書には、学校規模や老朽化の現状、全校の児童生徒数の推計などを記載していますので、後ほどご確認ください。

今後、現在、そして未来の子どもたちのより良い教育環境のためにという共通の視点で、先生方、保護者の皆さん、地域の方々と検討を行ってまいります。

以上で、教育環境整備計画についての説明を終わります。

(澤田委員)

この整備計画の中で教えていただきたいところがあります。まず、15ページ、16ページに課題の概要があります。その中で、逸見小と走水小は複式学級に相当する学年があるとのことですが、その後の24ページ、26ページには、現状、児童数は少ないものの、各学年1クラスずつ設置されています。この複式学級に相当する学年があるというのは、どのようなことなのでしょう、教えていただければと思います。

(教育政策課長)

法律の規定によりまして、2つの学年で児童数、生徒数が16人以下となった場合については複式学級となることが規定されております。計画書の、例えば24ページをご覧くださいなのですが、走水小学校につきましては、例えば3年生、4年生のところ合わせて15人となります。15人ですと、16人以下となりますので、本来ですとここで複式学級となる、規定上は3、4年生で1学級となるのですが、現在、神奈川県の方で複式学級解消のために教員の加配がなされておりまして、複式については行わないで済むという形になります。

あと、走水小につきましては、実は5、6年生のところでも、すみません、これは見かけ上は17名なのですが、中に特別支援学級の人数が入っておりますので、実際は16人以下となっている状況でございます。ですので、本来走水小につ

きましては、3、4年生、5、6年生のところで複式学級、規定上は全校で4学級の学校ということになります。

先ほど、逸見小についてもご質問ありましたけれども、逸見小学校につきましては、おめぐりいただいて26ページのところで、こちらにつきましても、少しこれもすみません、特別支援学級が入ってしまっていますので、通常級のところではカウントがしにくい形になっておりますけれども、2、3年生のところは16名以下となっております、ここは本来複式学級なる規模になっております。

(澤田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(川邊委員)

この資料全体を見ますと、非常にレッドゾーンに入っているところが多いようなのですが、それプラス児童数の減少等、考えまして、例えばこの改修、あるいは改築等の優先順位的なものはあるのでしょうか。

(教育政策課長)

現在、教育委員会のほうで学校施設の長寿命化計画というものがございまして、その計画は、学校施設、コンクリートの建物については80年もつというふうにされておりますけれども、例えば田浦小学校のように築68年を迎えておりますと、あちこち修繕が必要な箇所がございますし、間もなく80年を迎えるということで、もう早急に建て替えを検討する時期となっております。このように、単に築年数だけを見ていくのではないのですけれども、築年数、それから施設の状況等を見まして、建て替えについては随時検討しているところです。

あわせて、現在、課題となっておりますのは、市内幾つかの学校で、やはり校舎又は体育館、それから校庭にレッドゾーンがかかっているところがあります。また、横須賀の地形上、非常に校地が狭い学校がございますので、現在の場所で具体的に建て替えを考えようとした場合に、建て替えが難しいというケースが幾つかございますので、その場合は、その場所での建て替えについては断念した上で、また規模も見ながら、それから児童数の将来推計を見ながら、近隣の学校との統合について併せて考えていきたいというところでございます。

(荒川委員)

この計画の2ページ目の検討組織・体制のところなのですが、地域別の協議会が持たれるということで、ここには学校関係者、保護者、地域の方々というふうに書いてありますが、地域の方々というと、どのような方を想定して、

またこの全体としてどのくらいの人数の方に参加していただいて、その協議会が進められるのかというところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(教育政策課長)

現在の地域別協議会の組織についてですけれども、まず、学校関係者としては学校長、それから学校運営協議会が設置されますので、そちらから代表の方、また保護者としてはPTA会長、そして地域関係者としては地元町内会の町内会長さん、もしくは、例えば馬堀小学校ですと、馬堀小学校を中心に地域づくり協議会というものが地域の方々に構成されておりますので、そういった組織にもお声がけをしながらメンバー構成を考えていきたいと思っております。

それぞれの町内会の規模、学校の規模にもよりますけれども、大体1つの協議会で十数名程度の協議会にしていく予定です。

(荒川委員)

ありがとうございました。

報告事項(4)『横須賀市学力向上推進プランについて』

(教育指導課長)

教育指導課から、『横須賀市学力向上推進プランについて』ご報告いたします。資料をご覧ください。

本プランは、令和4年度から開始する横須賀市教育振興基本計画の個別計画に位置付けられるもので、令和3年3月に学力向上推進委員会から受けた現在の推進プランの目標の検証及び今後の学力向上の取り組みの方向性に係る答申と、今年度の学力向上推進委員会による協議内容を基に策定いたしました。

計画期間は令和4年度から令和7年度までの4年間です。

1、現在の学力向上推進プランとの主な変更点です。

現在のプランと主な変更点としては、現プランの目標が目標達成の指標そのものを示し、学校での取り組むべき内容が明確になっていなかったことから、新プランでは、学校が学力向上に向けてどのように取り組むかを具体的に表した目標としました。

2、本推進プランにおける学校の取り組みについてです。

目標1では、児童生徒が主体的・対話的に臨もうとする授業づくりや、自分のことを大切な存在だと実感できる授業づくりを行うことで、学びの意欲、自己肯

定感を高め、学び合う集団の育成を図ります。

目標 2 では、難しい課題を克服して解決しようとしたり、諦めずチャレンジしたりするような授業を行い、粘り強く学ぼうとする力の育成を図ります。

目標 3 では、一人一人の学びを支援するように、個に応じた指導を充実させることや、目標 1、2 に係る取り組みを継続的に行い、指導を充実させることで学力層全体の引き上げを図ります。

3、本推進プランの検証についてです。

各学校においては、本プランを通して学力向上の取り組みを推進していきます。また、教育委員会として、学校訪問等において各学校の取り組み状況や分析の聞き取りなどを行うとともに、市全体の分析や検証を行い、その内容についてフィードバックをし、取り組みのさらなる推進を図ります。

横須賀で育つ全ての子どもたちが、変化の激しい予測困難な時代においても通用する確かな学力の育成に向け指導の充実を図り、取り組んでまいります。

以上で、横須賀市学力向上推進プランの策定についてのご報告を終わります。

(澤田委員)

分かりやすくおまとめいただきましてありがとうございました。

各目標に対して、各学校の取り組みとして、目標との関係、位置付けとともに、例えばこういう指導、こういう活動と具体的に記述していただいています。授業の視点、評価の視点も記述されています。これが重要だと思っています。この部分を全ての先生方に浸透させていくことが大切だと思います。これから各所で説明していくのだとは思いますが、そこから校内の先生方にいかに周知していくのか、単に配布するのではなく、研究授業での協議のポイントとしてとか、あるいは授業案への反映等、具体的な実践につながるよう工夫して、浸透させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(教育指導課長)

貴重なご意見、ありがとうございます。明日の市立学校長会議においても、まず、校長に周知をするとともに、次年度の教育課程研究会、基本的には全教職員が参加していただく会になりますが、この場でこの学力向上推進プランを説明しながら、学力観について先生方と共有を図っていくことと、また、今、委員がおっしゃった浸透についても、私たちのほうで指導助言に入る授業において、具体的にこの記載されている内容とどうだったかと、そういった視点で指導助言していきたいと思います。

(荒川委員)

私も、この新プランについてははっきりと目標が3つ、分かりやすくまとめられていて、また、各学校での取り組みなども見えやすくなっているのかなというふうに思いました。

そこで、1つ質問なのですけれども、この冊子の中の18ページの時期中核教員の育成というところで、これはとても大事なことだなというふうに私も思いました。それで、この中核教員の育成なのですけれども、これは各学校で1名なのか、あるいは規模が大きい学校ですと複数なのか、そのあたり、人選等も含めてお考えがありましたらお聞かせいただければと思います。

(教育指導課長)

原則、これにつきましては、令和元年度から3年計画で予定しておりました。ただ、このコロナ禍の中で、なかなか研修を設定できず、各校1名を目指しておりますが、そこまで至っていません。次年度につきましても、各校1名を育成することを原則に進めてまいりたいと思います。

(荒川委員)

ありがとうございます。

報告事項(5)『横須賀市支援教育推進プランについて』

(支援教育課長)

支援教育課より、報告事項5、横須賀市支援教育推進プランの策定についてご報告いたします。

本プランは、令和4年4月からの横須賀市教育振興基本計画の個別プランに位置付けられ、令和3年3月に横須賀市支援教育推進委員会から、今後の本市における支援教育の在り方についての答申をいただき、これを基に別添のとおり新たな支援教育推進プランを策定いたしました。

資料の1枚目をご覧ください。

初めに、支援教育推進プラン取り組みの指針についてですが、本プランは障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもに目を向けて、共生社会の担い手を育むことを目指し、1にございますように、令和3年3月の支援教育推進委員会からの答申である3つの指針に基づいて、子どもの立場に立った取り組みを進めるものです。

次に、計画期間ですが、これは令和4年度から令和11年度までの8年間です。

なお、本プランは、令和4年度から令和7年度までの前期行動計画を組んでいます。

次に、策定経過については3にお示したとおりです。

では、別冊の6ページをご覧ください。

プランの概要を指針に沿ってご説明いたします。

指針1は、全ての子どもを対象とした支援教育の基盤となる取り組みです。共に学び、共に育つことができる体験の場と感情を整えていくというものです。

学ぶ楽しさにつながる分かる授業づくり、安心して過ごしやすい居場所づくり、子ども同士の相互理解を促す絆づくりの視点から、魅力ある学校づくりを進めてまいります。多様な子どもに対しての配慮を充実させるとともに、温かい人間関係を築くことで集団としての力を深めます。このことは、いじめ等の問題行動や新たな不登校を出さないという未然防止につながると考えております。

7ページをご覧ください。

指針2は、前プランでの連続性のある学びの場を整備するという考えをさらに発展させ、学校生活の中で一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた支援システムを充実させる取り組みです。

新規の施策として、支援教育ステーションを開設し、日本語が分からない子どもとその保護者への就学の入口支援として、ガイダンスと日本語初期集中指導を実施いたします。また、医療的ケア児への支援や通級による指導などについては、さらに整えるよう計画しています。また、特別支援学級や不登校の子どもの居場所としての相談教室、各学校の相談室に関わる人材の資質向上も図ってまいります。

続いて、8ページをご覧ください。

指針3では、家庭や関係機関等の連携及び就学前から高校卒業後までの切れ目のない支援の充実を目指していきます。そのために、支援教育推進の拠点として、支援教育ステーションを整備し、スクールソーシャルワーカーを拡充配置するなどして、支援教育課が担う特別支援教育や児童生徒指導、教育相談と合わせ、学校、家庭、関係機関をつなぐ役割を強化していきます。

本プランの周知に向けては、市立学校長会議で説明するほか、ホームページへ掲載するとともに、教職員対象の各担当者会議において指導主事が直接的な周知を繰り返し行い、全ての教職員にプランが行き届くよう図ってまいります。

横須賀で育つ全ての子どもたちが、自らの人生の主人公として自分らしく生きていくこと、また、個々の違いや特性を生かし合いながらよりよい社会を築いていくことを願い、本プランに基づいて支援教育の一層の充実に向け取り組んでまいります。

以上で、横須賀市支援教育推進プランの策定についてのご報告を終わります。

(澤田委員)

8ページですが、地域全体で子どもを育てるネットワークづくり、新規事業の支援教育推進の拠点として、支援教育ステーションを整備し、地域全体で子どもを育てるといふこと、大変よい事業であると思ひますし、新たなシステムとして期待したいと思ひます。

ここで示されている関連図、真ん中から下の図ですが、右下の市立以外の特別支援学校・高等学校とあります。具体の例示として、市内や近隣の県立の養護学校、特別支援学校が挙げられていて、そして1行空いて神奈川県立各高等学校とあります。ここで高等学校を挙げている意図は何でしょうか。高校通級や神奈川県が取り組んでいるインクルーシブな高校、又は高校での外国人生徒等の特別の教育課程等を念頭に置いた記述なのでしょう。

また、この例示ですが、神奈川県立の全障害種の特別支援学校が入っていないのですが、とりわけ各障害種の特別支援学校のセンター的機能を活用するのであれば、横須賀が支援地域である県立の特別支援学校が含まれるような例示にしたほうがよいのではないかと思ひました。

質問と意見でした。

(支援教育課長)

貴重なご意見ありがとうございました。

こちらの8ページでお示ししている県立高等学校ですが、これは、ただいま委員がおっしゃったとおりインクルーシブ教育実践推進校、こういったところを大きくイメージをしております。

前プランのときに、障害のあるなしに関わらず、横須賀市のほうは個別支援計画につながってくるイエローファイルというのを広く進めてまいりました。かなり市内のほうに、これは小中学校、それから幼稚園のほうには広く周知が進み、活用が進んでおります。本プランにおいては、これをさらに進学先の特別支援学校であったり、県立高校であったり、私立高校であったり、そういったところまでもつなげていこうというふうに考えておひまして、そういったところを考え、このような表記にしております。県内の特別支援学校も、もちろんこの中に含まれております。

(新倉教育長)

今、澤田委員に言っていたのは、もう少しわかりやすく書いたらいいのではないかと。含まれていふというの、書いた人の思惑でしかないの、見た人にわかりやすくすべきではないというご指摘かと思ひます。そこは直すべきではないかと思ひますが、どう考えますか。

(学校教育部長)

澤田委員にご指摘いただいたとおり、神奈川県立の特別支援学校のセンターの機能については、横須賀の特別支援学校、ろう学校と養護学校ありますけれども、そこの連携を深めることでよりよい教育ができると考えておりますので、分かりやすく記述していくように、また考えたいと思います。

(澤田委員)

ありがとうございます。

例えば、視覚障害で申しますと、横須賀を支援地域としている学校として平塚盲学校があります。現在も、平塚盲学校からいろいろな意見を頂き、センターの機能を活用していると思います。そこも見えるような形になるといいと思いました。

(学校教育部長)

ありがとうございます。

そのように考えていきたいと思います。ありがとうございました。

(新倉教育長)

今のご指摘というのは多分、支援教育課が想定している連携する場所が少し養護学校に特化してしまっているのではないかというご指摘だと思うのです。支援を必要とする子どもたち全体でいくのだったら、盲・ろうも含めた形のものときちんとやらなければいけないけれども、中心的に課題がこっちだからということで養護学校だけをずっと列挙してしまってきているのではないかと思うので、そこはもう一回捉え直しをしっかりとしてほしいなと思うところです。

(支援教育課長)

ご意見ありがとうございました。

そのように考えてまいりたいと存じます。

(荒川委員)

私もこの支援ステーションについてはとても期待しているところなのですが、この冊子の中の14ページで、日本語指導員・学校生活適応支援員の派遣というところで、外国から来られた児童生徒の皆様と保護者の方々の不安を解消するという意味でも、一定期間、ここで集中的に生活したり、日本のことを学ぶことによって、一日も早く日本の学校生活に慣れていただきたいなというふうに思っています。この中で、一定期間集中的にということ、これは個々の児

童生徒によってその期間が短かったり、長くなったりという柔軟な対応をしていただけるのかどうかということと、それから、次に、その一番下のところに学校生活適応支援員が派遣されるのが、5年度からも継続しているのですけれども、ここを出た後、各学校に戻った後も、時々にはこの適応支援員が各学校を訪れて、またその子たちの個々の様子を見ていただけるのかということとを少しお聞きしたいと思いましたので、よろしくお願いします。

(支援教育課長)

こちらの支援教育ステーションの日本語の初期集中指導についてですが、これは日本語がまだ何も入っていない、ゼロのお子さんを対象にしております。およそ、約20時間分、期間で言うと2週間から、お子さんによっては3週間ぐらいの期間、集中して行うことを考えております。

それから、ステーションを経由して学校に就学した後についてですが、学校生活、日常生活を含めたところの支援の継続、こちらの学校生活適応支援員のほうで継続して行っていくことも考えております。

(澤田委員)

関連して、支援教育ステーションでは、外国につながる児童生徒の初期指導を行うということですが、特別の教育課程として行うこと、通級による指導として行うということは考えているのでしょうか。

(支援教育課長)

こちらは通級指導という形、通級指導ではないのですが、こちら、ステーションのほうに保護者の方と一緒に通っていただいて、そこで保護者の方も一緒にガイダンスをしたり、ご希望であれば日本語指導も一緒に受けていただけるような形で考えております。

(学校教育部長)

澤田委員のご心配されている、指導が終わって学校に行った後、また指導が必要になった場合なのですけれども、これはまた日本語指導員という学校を回る者がおりますので、そこを派遣をしたりとか、それから、拠点、拠点に国際教室がありますので、そちらと連携したりということで支援は継続していきたいと思っております。

(支援教育課長)

ステーションを出た後に、そのまま学校に全てお任せするのではなく、またこ

ちらのステーションのほうで、長期休業中に改めてまた集中的に学習するような場も考えております。ですから、継続して子どもたちが日本語を習得できるような形、そういった場所を考えております。

(澤田委員)

9ページに表がございます。そこの真ん中辺りで、行動計画の中の小学校での多層指導モデルM I Mを取り入れるとあります。この導入の経緯について教えていただきたいと思います。

(支援教育課長)

こちら、多層指導モデルM I Mというと少し分かりにくいことになるかと思いますので、22ページをご覧ください。

こちらは用語解説になりますけれども、多層指導モデルM I M「読みのアセスメント」というのは、小学校低学年のお子さんを対象に考えており、初期の読みの指導における最大の難関、子どもにとっての難関である特殊音節というものに焦点を当て、学習につまずく前に、またつまずきが深刻化する前に指導や支援を行うための指導モデルです。

文字や語句を正しく読んだり、なめらかに読んだりできるよう、アセスメントテストと連動した指導、支援を行うことができるものになります。例えば「ねこ」という言葉、それに「ねっこ」という、全く違うものですが、これを小学校1年生で学習するときに、「ねこ」という表記は子どもにとって分かりやすく、書けるようになる。しかし、「ねっこ」という吃音が混じったところになりますと、子どもたちの中で、やはりつまずいてしまうお子さんがいる。「ねっこ」と書いてある文字を読むこと、それから書くこと、どちらにおいてもつまずいて、何だかよく分からないまま学習がどんどん進んでいきますと、そのお子さんは、その後においてもやはりつまずきを克服できず、学習内容が分からないような状況になっていくだろうと。そういったところから、まずこのアセスメントのものが必要になってくるだろうと考えました。

また、先生方のほうも、子どもたちは元気よく返事をし、学習に意欲的に参加をしていれば、こういった細かいところのどこにつまずいているのか分からず、そのまま学習を進めていく、指導を進めていくといったようなところもございます。

これを最初にご指摘いただいたのが、療育相談センターのほうの研修で、私も大きく認識をいたしました。療育相談センターの広瀬先生が支援教育推進委員会の委員でいらっしゃいまして、その支援教育推進委員会を進める中でも、このM I Mを学習障害のある子どもにとっても大変すばらしいものであるので、

ぜひ導入してみてもどうか、そういったようなご意見をいただきました。そこで、まず、既にもうM I Mを導入している学校、小学校が何校かございましたので、その子どもの様子を見に行き、また、使用している先生方のお声を聞いて、大変教師にとっても分かりやすいものであるということから、今回こちらの新教育推進プランのほうに挙げる形となりました。

(澤田委員)

導入にあたっては、やはり評価を含めてしっかりと検討をしていただきたいと思っています。

今、例示して頂いたつまずきの部分で考えますと、これまでも国語科の中で取り上げている部分でもありますし、それから国語の教科書の中でも、このような指導の仕方を各教科書会社が工夫をされています。ですから、そういう中で、このM I Mを導入するということを委員会として決めて進めていくということであるならば、しっかりと評価をして導入していただきたいと思いました。

(支援教育課長)

貴重なご意見、ありがとうございました。

しっかりと検証しながら進めてまいりたいと思います。

報告事項(6)『第4次横須賀市子ども読書活動推進計画について』

(中央図書館長)

報告事項6『第4次横須賀市子ども読書活動推進計画について』ご説明いたします。

説明資料をご覧いただきたいと思います。

子ども読書活動推進計画は、国の子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、本市の子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえた施策についての計画として定め、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものでございます。

現行の計画が令和3年度で終了するため、このたび令和4年度からの新たな子ども読書活動推進計画を策定いたしました。

計画の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間となっております。

計画の内容につきましては、昨年11月の定例会でご報告させていただいておりますので、今回は計画案に対するパブリック・コメント手続きの結果を中心にご説明させていただきます。

パブリック・コメント手続きによる意見募集は、昨年12月10日から今年1月6日までの間に行い、2人の方から9件のご意見をいただきました。

意見の提出方法と内容の内訳は、表に記載のとおりでございます。

1ページをご覧ください。

いただいたご意見の概要と教育委員会の考え方を記載しております。このうち、いただいたご意見を基に計画案の記載内容を修正したものは1件でございます。

ご意見の4番、「児童・生徒の読書活動に関わる人材の育成」の「人材」とは具体的に誰かというご意見です。回答としまして、その「人材」とは、子どもたちの読書活動に関わる司書教諭、学校司書を初めとする学校職員やボランティア、市立図書館職員などが該当しますというお答えをしております。

冊子のほうを見ていただきたいのですが、18ページ、19ページの記載の中に、「人材の充実」ということが記載されています。「子どもの読書活動に関わる人材の充実」という表現なのですけれども、その前の14ページには「人材の育成」というような記載があります。これは同一の事業のことを説明しているものなのに、非常に分かりにくい表現ということで、「人材の充実」というように表現を統一させていただきました。それが訂正した箇所の1か所の説明でございます。

そして、いただいた意見の中で、市立図書館と連携した学校の割合と、学校図書館が日常的に開いている学校の割合を目標値である100%に近づけてほしいという意見についてですけれども、今まで、特に中学校につきましては、生徒指導上の理由から授業中は学校図書館を施錠している場合などがありまして、実態と指標の設定が乖離しているなどの課題がありました。今回の計画からそれぞれの学校の可能な時間帯に図書館を開館することと指標を変更させていただきました。学校図書館を開く時間帯につきましては学校ごとに判断する内容ですが、開館時間が広がるように、こちら働きかけてまいります。

そして、いただいたご意見の中に、学校司書をはじめ、子どもの読書環境に関わる人材の配置についてご意見をいただいております。子どもの読書活動に関わる学校司書やボランティアの育成や連携を強化するとともに、学校司書については中学校の実態に即した配置を検討してまいります。

その他のご意見につきましては、ご意見やご提案への回答、あるいは今後の取り組みへの参考とさせていただき回答内容となっております。

最後になりますが、スケジュールですが、この子ども読書活動推進計画につきましては、今後、市議会で報告を行い、その後、ホームページなどで市民に公開するとともに、学校など、関係機関に配布するなどして周知を図ってまいります。

以上で、『第4次横須賀市子ども読書活動推進計画について』の説明を終わります。

ます。

報告事項（７）『教職員の働き方改革の方針について』

（教育政策課長）

では、教育政策課から『教職員の働き方改革の方針について』ご報告いたします。

説明資料の１ページをご覧ください。

（１）方針策定の趣旨についてです。この方針は、投資の教職員の働き方改革に関する課題を解決するための具体的な取り組みを示し、教職員が健康に笑顔で働き続けるために、質の高い教育活動を目指すことを目的として策定するものです。

（２）目的については、教育現場の限られた時間の中で、子どもと向き合う時間を十分に確保するとともに、教職員の日々の生活に質や人生を豊かにし、心身ともに健康な状態で職務を遂行できるようにすること及びマネジメントを意識した業務改善を行うことで、時間外在校等時間の減少を図るとともに、教育の質を向上させることと捉えております。

（３）方針の期間と対象ですが、今回、令和４年度からの新たな教育振興基本計画に合わせ、改めて令和４年度からの４年間の方針として策定を行いました。対象は、市立学校全校の全教職員といたします。

別冊よこすかスクールスマイルプランの５ページをお開きください。

こちらには、令和３年度の答申における目標の一つで、月の時間外勤務の上限を４５時間以内とした教育委員会規則に基づく時間外在校等時間の減少に関する達成状況についてまとめています。

令和元年度から３年度までの毎年１１月の報告結果からは、月４５時間を超えた教職員の割合は減少しており、これは管理職の先生方が積極的に自校の教職員に働きかけを行ってくださるなど、意識の向上が図られていっていることが要因の一つであると考えていますが、まだ依然として多くの教職員が長時間勤務となっている実態がございます。

例えば、中学校の総括教諭・教諭の欄をご覧くださいますと、令和３年１１月には、月４５時間を超えた教員が６３．７％となっております。そちらの下に括弧書きで書いてございますが、特に８０時間を超えている教職員も２１．７％で５人に１人となっております。

説明資料の１ページにお戻りください。

今ご説明した目標の達成状況や取り組み状況などを踏まえ、本市における教

職員の働き方改革に関する状況や課題として、次のとおり整理いたしました。

教職員の勤務時間への意識は向上しているが、依然として多くの教職員が所定の勤務時間を超えての長時間勤務となっている状況にあること。

マネジメントと健康管理を意識した働き方を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスへの意識向上に努める必要があること。

特に教頭が行っている業務は多岐にわたるため、引き続き改善を進める必要があること。

部活動に関わる教職員の負担軽減については、一定の改善を見られるものの抜本的な解決にまでは至っていないこと。

以上の4点です。

説明資料の2ページをお開きください。

本市における教職員の働き方改革の基本方針を次のとおり定めました。

方針1、学校及び教職員が担う業務の適正化と明確化。

方針2、マネジメントと健康管理を意識した働き方の推進。

方針3、学校・家庭・地域が一体となった学校教育や教職員の働き方改革の理解促進。

方針4、教職員の働き方改革の検討体制及び学校へのフォローアップ体制の充実。

なお、別冊に、この基本方針に基づく教育委員会及び学校の主な取り組み内容についてお示ししておりますので、後ほどご確認ください。

また、令和7年度末までの目標指標としまして、記載の5つの指標を定めております。本方針は、明日の市立学校長会議において全ての学校長に通知をし、全教職員への周知を図ってまいります。

以上で、『教職員の働き方改革の方針について』の報告を終わります。

報告事項(8)『「横須賀市立高等学校の在り方について(答申)」において示された方向性に関する報告について』

(教育政策課長)

引き続き教育政策課から、横須賀市立高等学校の在り方についての答申において示された方向性に関して、取り組み状況のご報告をいたします。

説明資料をご覧ください。

初めに、今回の報告の経緯についてご説明いたします。

横須賀総合高校は、平成15年4月の開校以来、総合学科の高校としての特徴を生かし、キャリア教育、国際交流、情報教育等を軸とした教育活動の充実を進め

てきました。

開校から10年を迎えた平成25年度には、これまでの教育を振り返り、さらなる充実を図ることを目的として、横須賀市立高等学校教育改革検討委員会が設置されました。

7月に教育委員会から諮問を受け、2年間、計8回にわたる審議を経て、平成26年8月に答申として横須賀市立高等学校の在り方についてを提出いたしました。

この答申を受け、現行の横須賀市教育振興基本計画の第3期実施計画に横須賀総合高等学校教育改革事業を位置付け、横須賀総合高等学校教育改革ワーキングチーム会議等を開催し、総合高校と教育委員会が一体となって、答申で示された内容に対する検討、取り組みを進めてきております。

今回は、第3期実施計画の計画期間が終了することに伴い、これまでの実施状況等についてご報告するものです。

それでは、別冊の報告の3ページをお開きください。

3ページから7ページまでは、おおむね5年以内の短期的に取り組むこととして答申で示された12件の取り組みについて、当時の提言の概要と取り組みの成果を記載しております。いずれの取り組みにおいても、具体的な活動の充実等が図られており、一定の成果が上げられていると捉えております。

続いて、8ページをお開きください。

8ページから12ページまでは、5年以上の長期的に取り組むこととして示された8件の取り組みについて、取り組み状況や現状、そして今後についての考え方を示しております。ここでは、そのうちの2つについてご説明いたします。

8ページの ユネスコスクールへの加盟については、既に令和元年5月に加盟に適する評価を受け、チャレンジ期間が終了しましたので、翌6月に加盟の手続きを行い、現在は正式な認可待ちの状況が続いております。この間、ユネスコスクール・キャンディデート校として、県内のほかのユネスコスクールなどとの会合への参加などを行っていますが、正式な認可が下り、県内外のユネスコスクールとの連携を図るなど、具体的な取り組みができる日が待たれているところです。

続いて、12ページをお開きください。

中高一貫教育校としての制度改編の検討については、児童生徒数が減少傾向である中、新たな校舎の建設や既存の学校施設の改築は困難であること、教育課程の編成や教員の配置等、今後整理していかなければならない課題が数多くあること、現在、市内だけでなく県内各地から横須賀総合高校への進学ニーズがある中、中高一貫校となることにより高校からの進学が難しく、狭き門となる可能性が高いなど、様々な課題があることから、中高一貫教育校としての制度改編

については、今すぐに取り組むのではなく、県内の中高一貫校における教育的効果の把握に努めるなど、今後の研究課題としたいと考えております。

本年4月からの新たな横須賀市教育振興基本計画の前期実施計画においても、特色を生かした魅力ある高等学校教育の推進を設定しており、引き続き横須賀で唯一の市立高校として、横須賀総合高校の特色ある魅力的な教育の推進を図ってまいります。

以上で、『「横須賀市立高等学校の在り方について（答申）」において示された方向性に関する報告について』の説明を終わります。

報告事項（9）『横須賀市の児童生徒の読書実態調査集計結果について』

（中央図書館長）

それでは、報告事項9『横須賀市の児童生徒の読書実態調査集計結果について』をご報告いたします。

それでは、説明資料をご覧ください。

まず、1の調査の目的ですが、平成29年度に策定いたしました、現在進行しております第3次の横須賀市子ども読書活動推進計画の進捗状況を把握するために実施をしております。

次に、2の調査の概要です。調査内容としましては、平均読書冊数や読書についての意見、学校図書館の利用等の調査を市立小学校の4、5、6年生の各学年の1クラス、また、市立中学校の各学年の1クラスを対象に実施いたしました。

なお、調査基準日を令和3年11月の1か月としております。

次に、調査集計結果と今後の対応についてです。

調査の詳細については、別冊の報告書をご覧くださいと思いますが、資料の記載の表は、子ども読書活動推進計画の成果指標でございます1か月の読書冊数を全国データと比較したものです。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で全国調査が実施されておられませんので比較はできませんが、コロナ禍以前、令和元年度のデータと比較しますと、全国調査の数字はかなり上昇傾向でございます。

次に、本市の調査結果は、前年度と比較して小学生の平均読書冊数が0.2冊ほど増えております。それに対して中学生のほうは、0.2冊ほど減っております。また、1か月に一度も本を読まなかった児童生徒の割合、不読率と呼んでおりますけれども、不読率は、小学生は1.2%増加、中学生も2.4%増加ということで、同様に増えております。

以上のことから、小学生の平均読書冊数は改善の傾向にありますが、中学生の

平均読書冊数、小中学生の不読率については、今後も課題として取り組む必要がございます。

さらに、小中学生の平均読書冊数を全国平均と比較しますと大きな差があります。また、第3次計画は今年度が最後の年度ですけれども、目標値である基準値とも差があるため、次期第4次計画では、成果が出ている小学生に対する事業は継続し、中学生については新しい事業に取り組むなど、実態を把握しながら計画を推進する必要があると考えます。

資料の裏面をご覧いただきたいと思います。

次に、学校図書館の利用についてですが、よく利用する、時々利用するの割合については小学生がやや減少、中学生がやや増加という数値になっております。ただ、利用をしない子どもたちの理由の多くが、行く時間がないということを経由に挙げていることから、子どもたちの多忙さがうかがわれると思います。

また、昨年度に初めて調査項目に入れました電子図書についてですけれども、数字的には前年度より利用の冊数は減っておりますが、小学生で3割、中学生で5割の子どもたちがよく利用する、時々利用すると回答しております。今後も電子図書の利用実態を検討して、不読率の改善の手段として活用できるかどうか、また検討していく必要があると考えております。

最後に、この結果の公表及び報告ですが、この調査結果を調査実施校へ提供するとともに、ホームページなどで公表させていただく予定でございます。

以上で報告終わります。

(新倉教育長)

私から1点確認ですけれども、この調査以外に、きちんと学校で図書館が利用されているかどうかというのは調査しているのですよね、この調査の一環として。一緒に添付されている別紙4、学校における読書活動の取り組みの調査というのは学校別にやっていて、全ての学校でやっているという理解でよろしいですか。

子どもの読書で子どもの感想の部分はあるけれど、学校がどうしているかということの報告だとか、その集計がどこにもないので調査していないのかなと思ったら、別紙4で各学校の取り組み状況について調査しているのですよねと。この結果はどこを見れば出てくるのですか。

(中央図書館長)

データの扱いは学校の図書館の調査も含め中央図書館で管理をしまして、学校に提示をしているという形です。

(新倉教育長)

子どもの読書の数が減っていますとかって実態の調査をしていながら、同時に学校がどう取り組んでいるかという調査もしておきながら、その原因究明がされていない報告になっていませんかということを行っているのです。

(中央図書館長)

ご指摘の意味は理解しました。現在、子どもたちへの実態の調査しか、報告公表はしておりません。指摘のとおり、学校の取り組みですとか状況というのは毎年把握はできておりますので、次回から併せて報告していきたいと思います。

(荒川委員)

では、結果の公表及び報告の中の、調査実施学校は、全校ですよね。これに当該学校分の集計結果を提供しますとあるのですけれども、では、その学校は自分の学校と、この市の全体の平均を見比べて、自分の学校はこうなのだなということとはきちんと分かっているということになるのですよね。

(中央図書館長)

まず、提供するデータは全体の全市的なデータと、その該当校のデータと、2本お出ししております。ですから、今お話しいただきました市の中での位置付けですとか、この辺が分かるようなデータとして提供しております。

(新倉教育長)

もう一つご質問の趣旨を伝えたほうがよろしいかと思います。

(荒川委員)

各学校は、この集計結果を基に、自身の学校の読書に対する実態や位置付け、そういうのが分かるようにはなっているのですねということなのでもうすけれども。

(中央図書館長)

分かりづらい回答で申し訳ございません。

確かに、子どもたちの調査で協力いただきました学校から提出いただきましたデータは集計後、各学校に提供しており、それに加えて全市的なものをプラスし、自分たちの児童生徒がどういう形の読書の実態、位置付けとか、そういうものの検討で活用していただくことはあると思います。

先ほど教育長からもご意見がありましたように、学校の中での、学校の取り組みというのがフィードバックされていない部分もありますので、そのあたりも

合わせて、次の情報提供の際は出していきたいと思います。

（新倉教育長）

そうではなくて、確認をしているのは、今この全体に対する報告があったとしたときに、調査結果で、例えば小学生は今回の調査で、横須賀は7.8冊でしたというふうになりました。それが、当該の学校においたら、その学校の数値である8.0とか6.5だとかという数字は分かるのですよねということを知っているのと、同様に、問いごとに、設問ごとに平均パーセントを出しているのだけれど、その学校の平均パーセントもきちんと行くのですよねと。だから、市内全体の平均で出した数字に対して、自分の学校の数値は幾つなのかが分かって見比べができるようになっているものをきちんと出してくれていますかという質問だと思っているのです。よろしかったでしょうか。

（中央図書館長）

質問の理解が悪くて申し訳ありません。学校からいただいたデータを、平均パーセントなどの率の数を出してお返しします。そして、市全体の中での位置付けなどのデータも分かるようになります。ただ、今まで提供しているデータが、この集計結果のように並行して見られるようなものではないというふうに記憶していますので、もう少し見やすく、委員の指摘のあったような形で理解できるような形のものをやっていきたいと思います。

（新倉教育長）

見やすくではなく、もらったデータについては、アンケート用紙をそのまま返すという話ではなくて、それぞれの全部の集計をしたのだけれど、学校別の集計まできちんとつくって、それでお返しするというものではないですかと思っているので、確実にそれはやってください。

（中央図書館長）

わかりました。学校別の集計データでお返ししておりますので、いただいた集計用紙をそのままお返しするとか、そういうことではなく、数字的に積み上げたものを、その学校ごとのものをお返ししております。

（新倉教育長）

私が知っているのは、この報告書にあるような、全くこれと比較ができる、小学生で本を読むのが好きですかといったときに、0冊というのが3.7%だとすると、自分の学校が2.5%だと、数字が分かるような見比べのデータで返している

のですかということです。

(中央図書館長)

数字的なものは整理してお返ししております。そして今日お示したものと数字的に比較できるもの少し手直して今回から提供します。

(新倉教育長)

このアンケート結果で行った、皆さんが分析したもののデータは全校なら全ての人数以外に各学校ごとのものをきちんとつくってあるはずでしょうから、それでお返ししてください。

(中央図書館長)

はい、分かりました。

(荒川委員)

ありがとうございます。そのようにしていただけると。といいますのも、各学校では、やはり学校司書の方とか、司書教諭の方が自分の学校の読書については、かなり取り組んでいらっしゃると思うのですね。全部の学校がそうだと思うのですけれども。そうしたときに、では、どこが足りないのかなというところを、市内の状況と比較して、では、来年度どうしようかという、そういうことにもつながると思いますので、ぜひその辺はお願いしたいと思います。よろしく願います。

(川邊委員)

このアンケート結果を見ますと、極端に言うと、本を読んだか読まないかということになってしまうと思うのですけれども、やはり大事なのは、これ自体が読書の実態調査ということなので、そういう結果で当然だとは思うのですけれども、大事なのは、やはり子どもが本を読むようになる、本を好きになるということが大事だと思うのですけれども、何か例えばなぜ本を読まないかとか、あるいは何か読む本が分からないのかなとか、そんなような方向からのアンケートというのはできないものではないでしょうか。

(中央図書館長)

次期の計画では、本との出会いですとか、本というものに自分の意思で出会うというようなことを含んでいるのですけれども、このアンケートでは、例えば学校図書館に行く行かないから、何で行かないのかというような設問から、理由が

時間がないためというような聞き出し方をしているのですけれども、なぜ本を読まないのかということや別の方角からの設問は、なかなか難しいかもしれません。本が好きか嫌いかということだけは問いの中でやっています。本を好きな子というのは、ある程度数は増えているのですけれども、ただ、実際どのような理由でなったのかはデータには出していません。確かに時間がないとか、いろいろな理由はあるのかもしれません。また細かい実態調査はアンケートに盛り込めるように、検討していきたいと思います。

(新倉教育長)

今のような様々なご意見については、きちんと改善した形で結果を各学校のほうに戻してください。

報告事項(10)『令和3年度横須賀市児童生徒体力・運動能力習慣等調査報告について』

(保健体育課長)

保健体育課から、『令和3年度横須賀市児童生徒体力・運動能力習慣等調査報告について』説明をいたします。

資料をご覧ください。

本調査は、本市児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の実態を把握し、子どもの健康・体力向上の推進に関する施策や各学校の取り組みの工夫、改善に役立つため、本市独自の調査として、平成27年度から、小学校3年生から中学校3年生までを対象とし、悉皆調査として実施をしております。

それでは、調査結果の概要についてご説明いたします。

初めに、1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。

これは、実技調査の結果として、新体力テストの測定結果を全国平均値、神奈川県平均値と比較した資料です。全国規模で悉皆調査が行われているのは小学校5年生と中学校2年生のみですので、ここではこの2学年のみの状況を示しています。

なお、本市の平均値は全国平均値を上回ったところは網かけをし、数値に下線を引いています。

小学校5年生においては、男女とも多くの種目で全国平均値を上回ったものの、体力合計点では全国平均値をやや下回る結果となりました。中学校2年生においては、男子は小学校と同様に多くの種目で全国平均値を上回り、体力合計点においても全国平均値を上回りましたが、女子については、握力以外の項目は全

国平均値を下回りました。反復横跳び、20メートルシャトルラン、ソフトボール投げの3種目については、小学校5年生、中学校2年生ともに全国平均値を下回りました。また、小学校においては、この3種目の全国平均値との差が大きく、体力合計点が全国平均値を下回った要因と考えられます。

次に、2ページ中段をご覧ください。

ここには体力合計点の経年変化を、また、同じく下段から3ページ上段には総合評価の経年変化を記載いたしました。

総合評価とは、体力合計点を年齢別の基準表に照らし、AからEまでの5段階で判定されるものです。ここでは小学校5年生と中学校2年生のみを記載していますが、今年度は多くの学年において上位層であるA、Bの割合が減少し、下位層であるD、Eの割合が増加しています。

次に、3ページ中段から4ページ上段に記載しました1週間の総運動時間をご覧ください。

これは、運動している日数と1回の運動時間から求めた総運動時間について、経年変化を示した資料です。

特に中学生において、1週間当たり360分以上運動している生徒の割合は減少しています。一方で、これまで課題として取り組んできた1週間の運動時間ゼロ分の割合が減少した学年も幾つか見られました。

次に、4ページ下段の肥満傾向児・痩身傾向児の出現率をご覧ください。

男女とも、小学校6年生に肥満傾向出現率のピークが見られます。また、ここでは過去との比較は示していませんが、肥満傾向出現率は多くの学年で前年度を上回る結果でした。

資料についての説明は以上ですが、今年度の調査結果からは、新型コロナウイルス感染拡大によって様々な活動が制限されたことが、子どもたちの体力、運動能力、運動習慣等に影響している様子がうかがえました。実際に何がどのように影響したのか、単に過去の数字と比較するだけでは見えてこないものもあると思われまます。また本日は、実技調査や運動習慣調査の結果を中心に報告いたしましたが、コロナ禍の生活が子どもたちの健康や体力に対する意識にどのように影響しているかについても今後分析を進め、引き続き子どもの健やかな体を育成するために取り組んでまいります。

報告は以上です。

(澤田委員)

この調査結果ですが、各学校や各個人へ還元するというようなことも書かれています。各個人への還元についてお伺いしたいと思いますが、どのような形で還元しているのか、自分自身で、この経年変化を見ることができるといような

ことでしょうか。

(保健体育課長)

過去のデータ、自分自身の経年変化も見られるようなつくりになっておりますし、それから、体力要素の全体のバランスですね、持久力がこのくらいですとか、瞬発力はこうとかというふうなことを、簡単なレーダーチャートのような形式で視覚的に捉えやすいような形で児童生徒には還元をしていきます。

(澤田委員)

ありがとうございました。

(川邊委員)

今、最後のところで、一応コロナの影響が体力等にも現れているというお話がありましたけれども、この調査自体はどうだったのでしょうか。例えば、コロナでなかなか全員できなかったとか、そういうことはなかったのでしょうか。

(保健体育課長)

昨年度、令和2年度は、全国の調査も中止されましたし、本市においても調査は実施ができませんでした。今年度においては、感染対策を十分講じた上で各学校に実施をお願いしましたが、学校の状況によっては、例えば上体起こしといって、腹筋運動のような形で計測する種目があるのですけれども、これについては児童生徒同時が間近で向かい合うというふうな状況での調査にどうしてもなりませんので、校内の感染状況等からその種目だけは見合わせたとか、そういった報告は受けております。

報告事項(11)『新型コロナウイルス感染症の発生状況について』

(保健体育課長)

それでは、11『新型コロナウイルス感染症の発生状況について』報告いたします。

資料をご覧ください。

初めに、市立学校関係者の陽性者数についてです。

1の(1)は3年度の月ごとの集計です。先月、1月の状況について、全国的な感染拡大に伴い、本市学校関係陽性者も急激にその数が増えていると報告いたしました。2月に入ってからかなり増加し、1月の4倍以上の陽性者数が確

認されました。

次に、(2)の表をご覧ください。

2月の陽性者数を1日ごとに集計したものです。日によってかなりばらつきはありますが、週ごとに平均をしてみると、第1週から第3週までは1日当たり約50人、2月22日から28日までの第4週は1日当たり約35人でした。下旬はやや減少したようにも見受けられますが、引き続き注視してまいります。

続いて、裏面をご覧ください。

(3)には、令和4年2月中に臨時休校等の措置を決定したのものについてまとめてあります。この間、臨時休校1件、学年閉鎖5件、学級閉鎖32件の措置を行いました。今後も学校内の感染拡大の未然防止のため、陽性者の状況について、学校と連携して調査し、学校全体の状況等を踏まえた上で、措置の必要について個別に判断してまいります。

最後に、市立学校における感染予防対策についてです。

現在、学校教育活動における感染予防対策について、横須賀市立学校の教育活動における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル2022年1月21日版にのっとって対策を徹底するよう依頼しております。

以上で、ご報告を終わります。

報告事項(12)『行事等の結果について』

ア 第32回読書感想画展の結果について

(教育指導課長)

教育指導課から、第32回読書感想画展の結果についてご報告いたします。

令和4年1月8日から11日まで、文化会館第1ギャラリーにて、横須賀市教育委員会主催読書感想画展を開催いたしました。

読書感想画は、横須賀市の児童生徒を対象に、読書を通して感動したことを絵画で表現し、本に触れる読書指導の一環として取り組んでおります。今年度読書感想画に取り組んだ学校は、小学校は45校で、作品数としては1万5,461点、中学校は7校で、作品数は20点でした。

読書感想画展では、この中から学校図書館研究会の先生方の審査によって選ばれた572点を展示いたしました。期間中の来場者は2,393人でした。家族連れのほか、祖父母を初めとした親戚の方も多く来場され、子どもたちとともに本について語り合う姿も見られました。

読書感想画展に展示された作品のうち30点が、県の読書感想画審査会に進むことになりました。県の審査結果につきましては、資料をご参考をお願いをいた

します。

以上で報告を終わります。

（新倉教育長）

私から、つまらない質問で申し訳ないのですが、小学校で1万5,000点からの応募があるということは、この子どもたちは本を読んでいるのですよね。だから、1冊も本を読まない子というのは存在しないことになってくるのではないのですか。

（教育指導課長）

読書感想画展の取り組みを夏休みに行うことになっていまして、7月に各学校に依頼通知を出して、子どもたちは夏休みに本を読み、取り組むものです。先ほどの調査は令和3年11月の1か月間になりますので、もしかしたらそういうずれが出てきている可能性もあります。

（新倉教育長）

ということは、宿題だったり何かだったら読むけれども、そうではなかったら読まないということが学校現場であるということを認めている形をするのですか。

何が言いたいかというのは、中央図書館が子どもたちは学校でどうですか、学校図書館を利用していますかという調査をしているのだけれども、実際に本を読ませていこうというのは教育指導課の仕事なので、教育指導課と図書館とはどう連携してやっているのですか。先ほどの各学校で開いている、開いていないというデータがあった。それは図書館から教育指導課にフィードバックして、教育指導課が何らかの措置をしているのですか。それで、改善が取れていないのですかということなのです。

（教育指導課長）

先ほどの児童生徒対象のアンケート調査結果も含め、それから学校への実態調査結果も含め、本課のほうにも共有していただきながら、各学校への指導、助言にはつなげております。

（新倉教育長）

聞きたかったのは、指導、助言ではなくて、毎年調査しているのでしょうか。学校図書館で、学校がどう努力していますということでアンケートで来ているのでしょうか。それで成果が上がっている学校、上がっていない学校が分かるのでし

よう。そこを教育指導課がきちんと指導するのだから、助言だったとすれば、やっていない学校に、こう改善すべきだという指導をしているのですかと聞いているのです。だったら、もう改善しているはずではないかと思うのが、しないというのは、学校長が言うことを聞いていないからですかと聞いてしまいます。

（教育指導課長）

当然データを見た中で、やはり課題がある学校については具体的に校長を通じて改善を図るように、こちらとして伝えております。その改善の結果の部分の中で、まだまだ課題があるということは認識しておりますので、さらに充実をさせていきたいと思っております。

（理事者報告なし）

6 閉会及び散会の時刻

令和4年3月3日（木） 午前11時45分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡